

2012/03/15

知的照明システム推進協議会規約（20120315 版）

第1章 総則

（名称）

第1条 当団体は知的照明システム^(*)推進協議会と称し、英文では Intelligent Lighting System Promotion Association (略称：ILSPA) と表示する。

^(*) 知的照明システム (Intelligent Lighting System) は、同志社大学理工学部三木研究室が研究・開発を行ってきた自律分散最適化アルゴリズムに基づく照明制御を用いる照明システムであり、指定された場所に必要な照度と色温度を提供することができ、利用者の執務などの活動に適した照明環境を提供し、同時に利用者のストレスを軽減し、消費エネルギーを最小化することができる。

（目的）

第2条 当団体の目的は次の通りである。

《知的照明システムに関する技術の発展の支援および知的照明システムの普及》

1．知的照明システムに関する技術の発展を支援する。また、知的照明システムを普及させ、コストの低減と機能の改良に役立てる。これにより、当団体の会員企業のビジネスチャンスを創造し、発展させる。

《人の活動を効果的に支援する照明システム化技術の確立・応用の検討・支援》

2．知的照明システムが持つ機能を検討し、さらなる改良を支援する。すなわち、オフィスや教室、あるいは病院など、人が活動する場所において、その活動に最適な照明環境（照度、輝度、色温度、およびそれらの分布）を検討し、その照明環境を実現する照明の個別分散制御技術や、それを組み込んだシステムを構築する方法を検討し、人の活動を効果的に支援し、同時に利用者のストレスを軽減し、消費エネルギーを最小化することで、建築物の価値を高め、利用者の健康を増進し、省エネを推進するためのシステム化技術を検討する。これにより当団体の会員企業のビジネスチャンスを拡大する。

《情報交換他》

3．知的照明システムおよび類似の機能を持つ照明システムに関する情報交換を行い、新たな展開を模索する。また、会員企業に対する勉強会や講習会を実施し、メンバー企業の知的照明システム関連技術の向上に努める。これらのことを通じて、知的照明システムの普及・改良を促進することで当団体の会員企業が新たなビジネスモデルを検討することができる。 《業務分担の責任体制》

4．知的照明システムに関するコンサルティングから営業、受注、設計、製造、施工、運用、および保守までの一貫した流れを複数の企業が担当する場合に必要な責任体制の明確化に関する取り決めを作り、これを当団体の会員企業が遵守することにより、知的照明システムの普及を促進する。

《製品認定》

5. 知的照明システムの構成要素が知的照明システムとして所定の機能・性能を持つことを保証するための認定作業を行い、認定された要素を用いることで知的照明システムにおける故障を最小化する。

《業務資格認定》

6. 知的照明システムに関する一連の業務に含まれる要素業務に関して、当団体会員の当該業務に関する知識や能力、および経験を当団体が認定し、業務遂行の資格認定を行う。業務資格認定を受けた企業のみが当該業務を行うことにより、知的照明システムにおける導入における問題を最小化する。

《知的照明システムの基盤技術の確立および各企業の独自機能の実現の支援》

7. 知的照明システムに関する基盤技術を標準化し、それを用いて各企業が独自に開発する機能の実現を支援する。これにより、標準的な知的照明システムに各社の独自の機能を追加したシステムを開発することができ、他社との差別化を推進することができる。

第2章 会員と組織

(会員)

第3条 当団体は、目的に賛同し、入会を希望する企業の中で、当団体の運営委員会によって入会が承認された会員から構成される。

会員は、正会員、準会員、および特別会員からなる。正会員および準会員はそれぞれの区分にしたがって、別に策定する規定（「知的照明システム推進協議会会費規定」）に基づき、入会金および年会費を納入する。特別会員の入会金および年会費は、いずれも無料とする。

会員は当団体のすべての活動に参加することができる。ただし、製品認定講習会および業務認定講習会など、特定の企業に利益があるセミナーや会議はすべて有料とし、これらを除いた研究会や検討会議などに関しては正会員および特別会員は無料で参加でき、準会員は納入した年会費に応じた参加費（「知的照明システム推進協議会参加費規定」に基づく）を支払い、参加する。

特別会員は当団体の活動を支援する関連業界団体・企業等、ならびに大学・公設機関等の第三者機関に所属する個人、または当団体の活動に必要な専門的知識を有する個人（専門家）である。特別会員の入会については、運営委員会が当団体の活動に必要であると認めて依頼する。

(会員総会)

第4条 当団体の最高議決機関は会員からなる会員総会であり、年1回開催する。

会員総会の議事は、本規約の改廃、会長の承認、運営委員の承認、予算および決算の承認、活動計画および活動報告の承認である。

なお、議決権は年会費に比例するものとする。特別会員は会員総会に出席できるが、議決権はない。

会員総会の議事および議決の定足数は1/3、議決は出席者の過半数で行う。

(運営委員会および会長)

第5条 当団体に運営委員会を設け、運営委員会は会員総会の付託を受けて当団体の運営を行う。運営委員会は当団体の活動を運営するほか、会員総会の議事を除くすべての議事を行う。

運営委員は正会員から選ばれ、会員総会で承認される。

会長は運営委員会で選出され、会員総会で承認される。

運営委員会の議長は会長が務める。

運営委員会の議事および議決の定足数は過半数、議決は出席者の過半数で行う。

運営委員会は、必要に応じて会議に特別会員を招集し、議事を進めることができる。この場合の運営委員会を拡大運営委員会とよぶ。拡大運営委員会における特別会員の議決権は当該拡大運営委員会で個別の議題に関して、その都度、運営委員が決定する。

第3章 活動

(主たる活動)

第6条 当団体の主たる活動は次の通りである。

《知的照明システムの普及》

1．知的照明システムおよびその関連技術やシステムの発展・普及を支援する活動を行う。

《人の活動を効果的に支援する照明システム化技術の確立と普及》

2．人が活動する場所において、その活動に最適な照明環境を検討し、その照明環境を実現する照明の個別分散制御技術の検討を行う。また、その技術を組み込んだシステムを構築する方法を検討する。このような照明システムを多くの場所に導入する活動を支援することにより、人の活動を効果的に支援し、同時に利用者のストレスを軽減し、消費エネルギーを最小化することで、建築物の価値を高め、利用者の健康を増進し、省エネを推進する。

《ビジネスにおける分業と責任》

3．知的照明システムの営業から受注、設計、製造、設置工事、および保守までの一貫した流れを複数の会員企業が担当する場合の責任体制については別に策定する規定(「知的照明システムに関する分業責任規定」)に従う。

《製品認定》

4．知的照明システムの構成要素のシステム化に関する動作確認を実施し、当該製品が知的照明システムとして所定の機能・性能を持つことを保証するための認定作業を行う。

この製品認定に関しては別に規定(「知的照明システム製品認定規定」)を設ける。

当団体で認定された製品を用いて知的照明システムを構成した場合の動作保証に関しては別に規定(「知的照明システム保証規定」)を設ける。

《業務認定》

5．知的照明システムに関する一連の業務に含まれる要素業務に関して、加盟企業等が当該業務に関する知識や能力、および経験があるかどうか判定し、業務遂行の資格認定を行う。業務資格認定を受けた企業が当該業務を行う。

業務認定を受けた企業は、自らが営業活動を行って受注した案件に対しては優先的に当該業務を行うことができる。

この業務認定に関しては別に規定(「知的照明システム業務認定規定」)を設ける。

《情報交換》

6．定期的に研究会や検討会議を開催し、知的照明システムおよび関連する技術や応用に関する情報交換を行い、ビジネスに関する新たな展開を模索する。

《勉強会・講習会》

7．会員企業に対する勉強会や講習会を実施し、会員企業の知的照明システム関連技術の向上に

努める。

第4章 知的財産と秘密保持

(知的財産)

第7条 当団体の活動において新たに発生する知的財産に関しては、関係者間で調整し、管理する。

(秘密保持)

第8条 当団体の活動における各企業の知的財産の侵害を防ぐため、必要に応じて、関係当事者間で別に秘密保持契約を結ぶ。

第5章 附則

(活動年度)

第9条 当団体の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事務局)

第10条 当団体の事務局は別に定める規定(「知的照明システム推進協議会事務局規定」)によって運営する。

(設立時の運営委員)

第11条 当団体の設立時の運営委員は別に定める名簿(「知的照明システム推進協議会設立時運営委員名簿」)の通りである。

(改廃)

第12条 本規約の改廃には会員総会での議決が必要である。

(施行)

第13条 本規約は2012年4月1日に発効する。

以上